



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年4月15日火曜日 第601号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県宅地造成等規制法施行細則及び愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則.....（都市計画課）... 309

告 示

- 救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 339
- 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 339
- 保安林の指定施業要件の変更予定.....（ " ）... 340
- 土地改良区役員の就退任の届出（7件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 340
- 土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（ " ）... 342
- 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 342
- 道路の区域変更（一般国道441号）.....（南予地方局管理課）... 342

公営企業告示

- 病院の業務に係る公金の徴収の事務の委託.....（公営企業管理局総務課）... 343

規 則

○愛媛県規則第27号

愛媛県宅地造成等規制法施行細則及び愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県宅地造成等規制法施行細則及び愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第1条 愛媛県宅地造成等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 （趣旨） 第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （許可書 の様式） 第2条 法第7条第2項に規定する知事の許可証は、許可書（様式第1号）とする。 （許可申請書の添付書類） 第3条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第7条第1項第5号に規定する書類は、設計者の資格に関する申告書（様式第2号）とする。 2 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に規定する書類は、土地所有者等関係権利者の同意書（様式第3号）とする。	愛媛県宅地造成等規制法施行細則 （趣旨） 第1条 この規則は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （証明書等の様式） 第2条 法第6条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。 2 法第6条第2項に規定する知事の許可証は、許可書（様式第2号）とする。 （許可の承継届） 第3条 法第8条第1項本文の許可を受けた造成主の地位を承継した者は、速やかに承継届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 省令第7条第1項第12号、同条第2項第10号、第63条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 申請に係る土地の法務局公図の写し（3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 申請に係る土地の現況図及び丈量図
- (4) 資力及び信用に関する申告書（様式第4号）
- (5) 工事主が法人の場合にあつては最新の法人税の納税証明書、個人の場合にあつては最新の所得税の納税証明書
- (6) 工事主の預金残高証明書
- (7) 工事主の資金借入又は融資証明書
- (8) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第5号）
- (9) 工事施行者が法人の場合にあつては登記事項証明書、個人の場合にあつては住民票の写し又は個人番号カードの写し
- (10) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号に規定する同意をした者全ての印鑑登録証明書又は印鑑証明書
- (11) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書（様式第6号）
- (12) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第7号）
- (13) その他知事が必要と認める書類
（工事の着手届）

第4条 工事主は、法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の許可に係る工事（以下「工事」という。）に着手したときは、速やかに工事着手届（様式第8号）に当該工事の工程計画書を添えて知事に提出しなければならない。

（工事中止・廃止・再開届）

第5条 法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の許可を受けた工事主は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、工事中止・廃止・再開届（様式第9号）により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（協議）

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により知事と協議しようとする国又は県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）を含む。以下同じ。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第10号）に省令第7条第1項第1号に規定する図面その他知事が必要と認める書類

を添えて知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の規定により知事と協議しようとする国又は県は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第11号）に省令第7条第2項第1号に規定する図面その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協議成立通知書（様式第12号）により通知するものとする。

4 前2条、第7条、第9条、第10条、第12条及び第13条の規定は、協議が成立した工事について準用する。
（工事の軽微な変更の届出）

（工事の着手届）

第4条 造成主は、法第8条第1項本文の許可に係る工事（以下「工事」という。）に着手したときは、速やかに宅地造成工事着手届（様式第4号）に当該工事の工程計画書を添えて知事に提出しなければならない。

（工事中止・廃止・再開届）

第5条 法第8条第1項本文の許可を受けた造成主は、工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開したときは、工事中止・廃止・再開届（様式第5号）により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（協議）

第6条 法第11条の規定により知事と協議しようとする国又は県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）を含む。以下同じ。）は、宅地造成に関する工事の協議書（様式第6号）に宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1項に規定する図面、同条第2項に規定する構造計算書及び同条第3項に規定する安定計算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宅地造成に関する工事の協議成立通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前2条、次条から第9条まで及び第11条から第14条までの規定は、協議が成立した工事について準用する。
（工事計画変更許可申請書等の様式）

第7条 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による届出は、
工事計画軽微変更届（様式第13号）によらなければならない。
（変更の協議）

第8条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条
第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項にお
いて準用する法第34条第1項の規定により知事と協議しようとする
国又は県は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議
書（様式第14号）に、省令第7条第1項第1号に規定する図面そ
の他知事が必要と認める書類のうち、宅地造成又は特定盛土等
に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添え
て、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準
用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第
34条第1項の規定により知事と協議しようとする国又は県は、土
石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第15号）に、省令第7
条第2項第1号に規定する図面その他知事が必要と認める書類の
うち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変
更されるものを添えて、知事に提出しなければならない。
（工事の定期の報告）

第9条 省令第48条又は第78条に規定する報告書は、工事の定期報
告書（様式第16号）とする。

（工事の届出書の添付書類）

第10条 省令第55条、第56条、第85条又は第86条に規定する届出書
には、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる図面を添えなけ
ればならない。

(1) 省令第55条又は第85条の規定による届出

ア 位置図

イ 省略

ウ 除却する擁壁又は排水施設の位置及び名称を示す断面図

(2) 省令第56条又は第86条の規定による届出

ア 位置図

イ 省略

第7条 省令第25条に規定する申請書は、工事計画変更許可申請書
（様式第8号）とする。

2 法第12条第2項 の規定による届出は、
工事計画軽微変更届（様式第9号）によらなければならない。

（工事の届出書の添付書類）

第8条 省令第29条 に規定する届出書
には、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる図面を添えなけ
ればならない。

(1) 法第15条第1項の規定による届出

ア 付近見取図

イ 工事計画平面図

ウ 工事計画断面図

(2) 法第15条第2項 の規定による届出

ア 付近見取図

イ 省略

(3) 法第15条第3項 の規定による届出

ア 付近見取図

イ 省略

（標識の掲示）

第9条 造成主は、工事の着手の日から完了の日までの間当該工事
現場内の見やすい場所に宅地造成工事許可標識（様式第10号）を
掲示しておかなければならない。

（工事の施行状況の報告）

第10条 造成主は、工事が次の各号に掲げる工程に至つたときは、
それぞれ当該各号に定める事項にかかる状況を明らかにした資料
に写真を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 床掘りが完了したとき。寸法、形状及び位置

(2) 基礎工事がおよそ2分の1に達したとき。寸法及び位置

(3) 配筋が完了したとき。寸法及び位置

(4) 躯体工事がおよそ2分の1に達したとき。断面及び背面の寸
法、形状及び位置

(5) 切土又は盛土をする土地の旧地盤面のすべり防止工が完了し
たとき。形状及び位置

（届出工事の変更届）

第11条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。ただし、省令第38条に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（工事の一部完了検査）

第12条 宅地造成等に関する工事の一部完了検査を受けようとする工事主は、省令第40条又は第70条に規定する完了検査申請書に当該完了した工事の部分を明らかにした図面を添えなければならない。

2 省略

（技術的基準の特例）

第13条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第16条第3号の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流水量の算定は、1時間当たりの降雨量について、次に掲げる数値を用いるもの

とする。

- (1) 東予地区 64ミリメートル
- (2) 中予地区 62ミリメートル
- (3) 南予地区 76ミリメートル

（届出工事への準用）

第14条 第5条の規定は、法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者について準用する。

（届出工事の工事計画軽微変更届）

第15条 前条に規定する者は、省令第38条又は第68条に規定する軽微な事項を変更したときは、遅滞なく工事計画軽微変更届を知事に提出しなければならない。

（法 _____ の規定に適合していることを証する書面の交付申請）

第16条 省令第88条に規定する書面の交付の請求をしようとする者は、法第12条第1項本文（第16条第1項）又は法第30条第1項本文（第35条第1項）の規定に適合していることを証する書面交付申請書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

（工事の一部完了検査）

第11条 _____ 工事の一部完了検査を受けようとする造成主は、省令第27条 _____ に規定する工事完了検査申請書に当該完了した工事の部分を明らかにした図面を添えなければならない。

2 省略

（技術的基準の特例）

第12条 宅地造成等規制法施行令 _____ （昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第15条第1項に規定する災害の防止上支障がないと認められる土地は、^{がけ}崖の下端からその^{がけ}崖の高さの2倍に相当する幅の範囲の土地がおおむね水平であり、かつ、河川、池、沼等の水面又は人の居住、集合、通行等を目的とししない用途に供され、又は供される予定の土地である場合のその^{がけ}部分とする。

2 前項の土地においては、政令第6条の規定による擁壁の設置に代えて、次の各号のいずれかに掲げる工法とすることができる。

- (1) ^{はな}間知石から積みその他のから積み
- (2) 筋工
- (3) 積苗工
- (4) その他知事が認めた工法

3 政令第13条第3号の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流水量の算定は、次の各号に掲げる数値を用いるものとする。

- (1) 1時間の降雨量 60ミリメートル
- (2) 流出係数 0.7

（工事の完了届）

第13条 法第15条第1項の規定による届出をした者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（届出工事への準用）

第14条 第5条の規定は、法第15条第1項又は第2項 _____ の規定による届出をした者について準用する。

（届出工事の工事計画軽微変更届）

第15条 前条に規定する者は、省令第26条に掲げる _____ 事項を変更したときは、遅滞なく工事計画軽微変更届を知事に提出しなければならない。

（法第8条第1項本文又は第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付申請）

第16条 省令第30条に規定する書面の交付の請求をしようとする者は、法第8条第1項本文（第12条第1項） _____ の規定に適合していることを証する書面交付申請書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

第17条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、_____工事の施行地の管轄地方局長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、書類の部数を増加し、又は減ずることがある。

2 省略

様式第2号（第2条関係）

省略
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第6条第1項の規定により、次の行為を許可する。
省略

様式第4号（第4条関係）

工 事 着 手 届	
省略	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） _____
工事主	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名） _____
宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第4条の規定により届け出します。	
省略	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 標識の掲示状況を明らかにする写真及び工事の工程計画書を添付すること。

様式第5号（第5条関係）

省略
住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） _____
氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名） _____
工事 _____ を中止・廃止・再開したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和44年愛媛県規則第19号）第5条の規定により届け出ます。
省略

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第6号（第6条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書		
省略		
協議申出者職氏名 _____		
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第1項（第34条第1項）の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議をします。		
1 工事主の住所及び _____ 氏名	省略	
	省略	
2 設計者の住所及び _____ 氏名	省略	
	省略	

第17条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本3部とし、宅地造成に関する工事の施行地の管轄地方局長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、書類の部数を増加し、又は減ずることがある。

2 省略

様式第2号 _____

省略
宅地造成等規制法第5条第1項 _____ _____ の規定により、次の行為を許可する。
省略

様式第4号（第4条関係）

宅 地 造 成 工 事 着 手 届	
省略	造成主 住 所 _____ _____ 氏 名 _____
宅地造成等規制法施行細則 _____（昭和44年愛媛県規則第19号）第4条の規定により届け出します。	
省略	

注1 住所氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。

様式第5号（第5条関係）

省略
住 所 _____ _____ 氏 名 _____
宅地造成工事を中止・廃止・再開したので、宅地造成等規制法施行細則 _____（昭和44年愛媛県規則第19号）第5条の規定により届け出ます。
省略

注1 不要の文字は、抹消してください。

2 住所氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名を記入してください。

様式第6号（第6条関係）

宅地造成 _____ に関する工事の協議書		
省略		
申請者 _____ 職氏名 _____		
宅地造成等規制法第11条 _____ _____ の規定により宅地造成 _____ _____ に関する工事の協議をします。		
1 造成主の住所および _____ 氏名	省略	
	省略	
2 設計者の住所および _____ 氏名	省略	
	省略	

3	工事施行者の住所及び氏名	省略				
		省略				
4	土地の所在地 (代表地点の緯度及び経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)				
5	土地の面積	省略				
6	工事着手前の土地の利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土の種類	平地盛土・腹付け盛土・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10	工事概要	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル			
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					メー トル	
		(6) 省略				
		(7) 崖面 の保護の方法				
		(8) 崖面以外の地表面の保護の方 法				
		(9) 省略				
		(10) 省略				
(11) 省略						
(12) 省略						
(13) 省略						
11	省略					
省略						

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 印のある欄は記入しないこと。

4 3 の欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

5 4 の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。

6 8 の欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと（複数選択可）。

7 9 の欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

8 11 の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場

3	工事施行者の住所および氏名	省略				
		省略				
4	宅地の所在地					
5	宅地の面積	省略				
6	工事概要	(1) 省略				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		(4) 省略				
		(5) がい面の保護の方法				
(6) 省略						
(7) 省略						
(8) 省略						
(9) 省略						
(10) 省略						
7	省略					
省略						

注) の欄は、記入しないこと。

合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第9号（第7条関係）

省略	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項（第35条第2項）の規定により宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。	
省略	
工事の許可 番号	省略
省略	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第12号（第16条関係）

法 _____ の規定に 適合していることを証する書面交付申請書		
省略	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和44年愛媛県規則第19号）第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文（第16条第1項）又は第30条第1項本文（第35条第1項）の規定に適合している旨の証明を申請します。		
省略		
工事の許可年月日 及 び 番 号	省略	
省略		
建築計画の概要	宅地造成、特定 盛土等又は土砂 の堆積	省略
	省略	
省略		
証 明 欄	上記の事項は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文（第16条第1項）又は第30条第1項本文（第35条第1項）の規定に適合していることを証明します。 省略	

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 印のある欄は、記入しないこと。

様式第9号（第7条関係）

省略	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）
省略	
宅地造成 に関する 工事の許 可番号	省略
省略	

様式第12号（第16条関係）

法第8条第1項本文（第12条第1項）の規定に 適合していることを証する書面交付申請書		
省略	住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 申請者 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
省略		
宅地造成に関する 工事の許可年月日 及 び 番 号	省略	
省略		
建築計画の概要	宅地造成	省略
	省略	
省略		
証 明 欄	上記の事項は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（第12条第1項） _____ の規定に適合していることを証明します。 省略	

注) 1 不要の文字は、抹消してください。

2 印のある欄は、記入しないでください。

第2条 愛媛県宅地造成等規制法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第3条関係）

設計者の資格に関する申告書				
愛媛県知事様			年 月 日	
申請者			住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の職氏名）	
設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日生	宅地造成及び特定盛 土等規制法施行令 （昭和37年政令第16 号）第22条該当号	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号	
現 住 所				
勤務先の所在 地及び名称	電話（ ）			
最 終 学 歴	年 月 日	卒業・修了・中退	修業年数	年
	学校名	学科名	専攻科目	
資 格 免 許 等	名 称	技 術 士	一 級 建 築 士	
	登 録 番 号	（ ）部門 第 号	第 号	
	登録年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
土 木 又 は 建 築 に 関 す る 実 務 経 歴	会社名又は工事名及び実務内容	実 務 に 従 事 し た 期 間		期 間 合 計
		年 月から 年 月まで （ 年 月）		年 月
		年 月から 年 月まで （ 年 月）		
		年 月から 年 月まで （ 年 月）		
		年 月から 年 月まで （ 年 月）		
		年 月から 年 月まで （ 年 月）		
その他の必要な事項				
上記のとおり相違ありません。				
設計者氏名				

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ☐のある欄は、該当する☐にレ印を付すこと。

3 最終学歴の欄については、該当するものを○で囲むこと。

4 資格免許等の欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条第5号、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第35条第2号及び昭和7年建設省告示第1005号に掲げる第2号又は第3

号に該当する場合に記入すること。

- 5 その他必要な事項の欄は、特に申告する事項がある場合に記入すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

土地所有者等関係権利者の同意書

1 申請者 住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の職氏名）

2 土地の所在地及び地番

上記に係る宅地造成等に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権 利 の 対 象 物	権 利 の 対 象 物 の 所 在	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及 び氏名（名称）	印
()					
()					
()					
()					
()					
()					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 権利の対象物の欄は、土地、池、沼又は建築物の別を記入し、()内は、土地については地目、建築物については用途を記入すること。

3 権利の種類欄は、所有権、賃借権、その他の権利を記入すること。

4 権利者の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付すること。

様式第12号を様式第18号とする。

様式第10号及び様式第11号を削る。

様式第9号を様式第13号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第14号（第8条関係）

宅地造成又は特定盛土等の工事に関する変更協議書						
年 月 日						
愛媛県知事 様						
協議申出者職氏名						
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第3項（第35条第3項）の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議をします。						
1	工事主の住所及び氏名	住所				
		氏名				
2	設計者の住所及び氏名	住所				
		氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名	住所				
		氏名				
4	土地の所在地 （代表地点の緯度及び経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）				
5	土地の面積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土の種類	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	(1)	盛土又は切土の高さ	メートル			
	(2)	盛土又は切土をする土地 の面積	平方メートル			
	(3)	盛土又は切土の土量	切土	立方メートル		
			盛土	立方メートル		
	(4)	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	(5)	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	(6)	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル	
(7)	崖面の保護の方法					

(8) 崖面以外の地表面の保護の方法			
(9) 工事中の危害防止のための措置			
(10) その他の措置			
(11) 工事着手予定年月日	年 月 日		
(12) 工事完了予定年月日	年 月 日		
(13) 工程の概要			
11 その他必要な事項			
12 変更の理由			
13 許可番号	第 号		
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協議に当たって付した条件	※ 協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 ※印のある欄は記入しないこと。
- 4 2 の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 5 3 の欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 6 4 の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 7 8 の欄は、該当する盛土の種類に○印を付すこと。（複数選択可）
- 8 9 の欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等施行令（昭和37年政令第16号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 9 11 の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第15号（第8条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書			
		年 月 日	
愛媛県知事 様		協議申出者職氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第3項（第35条第3項）の規定により土石の堆積に関する工事の変更協議をします。			
1 工事主の住所及び氏名	住所		
	氏名		
2 設計者の住所及び氏名	住所		
	氏名		
3 工事施行者の住所及び氏名	住所		
	氏名		
4 土地の所在地 （代表地点の緯度及び経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 工事の概要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) その他の措置		
(12) 工事着手予定年月日	年 月 日		
(13) 工事完了予定年月日	年 月 日		

(14) 工程の概要			
8 その他必要な事項			
9 変更の理由			
10 許可番号		第 号	
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協議に当たって 付 した 条 件	※ 協 議 成 立 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 ※印のある欄は記入しないこと。
- 4 2 の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 5 3 の欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 6 4 の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 7 の欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8 8 の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第16号（第9条関係）

工事の定期報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の職氏名）

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土若しくは切土の面積又は土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土若しくは切土の土量又は堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）				
9 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量（土石の堆積に関する工事の場合）	m ³	m ³	m ³	m ³

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。

3 報告の時点における盛土、切土をしている土地又は土石の堆積を行つている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9の欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第17号（第11条関係）

届出工事の変更届

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、
主たる事務所の所在地）
届出者 氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の職氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
第21条第1項
第21条第3項
第40条第1項
第40条第3項 の

規定により届け出た宅地造成等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

最初に届け出た年月日	年 月 日	
工事をしている土地の 所在及び地番		
工事をしている土地の 面積		
変更理由		
変更の内容	新	
	旧	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第8号を削る。

様式第7号を次のように改め、同様式を様式第12号とする。

様式第12号（第6条関係）

協議成立通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事



宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
第15条第1項（第16条第3項において準用する場合を含む。）
第34条第1項（第35条第3項において準用する場合を含む。）
の規定により、下記の条件を付して協議が成立したので通知します。

1 工事をする土地の所在地及び地番	
2 工事主の住所及び氏名	
3 協議同意番号	第 号
4 協議同意対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5 協議同意期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 4の欄については、該当する行為を○で囲むこと。

様式第6号を様式第10号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号（第6条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書			
		年 月 日	
愛媛県知事 様			
協議申出者職氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第1項（第34条第1項）の規定により土石の堆積に関する工事の協議をします。			
1 工事主の住所及び氏名	住所		
	氏名		
2 設計者の住所及び氏名	住所		
	氏名		
3 工事施行者の住所及び氏名	住所		
	氏名		
4 土地の所在地 （代表地点の緯度及び経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）		
5 土地の面積	平方メートル		
6 工事の目的			
7 工事の概要	(1) 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	(4) 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	(5) 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	(7) 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	(8) 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	(9) 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	(10) 工事中の危害防止のための措置		
	(11) その他の措置		
(12) 工事着手予定年月日	年 月 日		
(13) 工事完了予定年月日	年 月 日		
(14) 工程の概要			

8	その他必要な事項			
※	受 付 欄	※	決 裁 欄	※協議に当たって付 した条件
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 ※印のある欄は記入しないこと。
- 4 3の欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 7の欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 7 8の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第5号を様式第9号とする。

様式第4号を様式第8号とする。

様式第3号の次に次の4様式を加える。

様式第4号（第3条関係）

資力及び信用に関する申告書					
年 月 日					
愛媛県知事		様			
申請者		住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の職氏名）			
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第2項第2号又は第30条第2項第2号に規定する工事主の資力及び信用は、次のとおりです。					
設 立 （事業開始）		年 月 日		法令による 登 録 等	
工 事 管 理 者	住 所	電 話（ ）			
	氏 名				
資 本 金		円	資 産 総 額		円
前 年 度 事 業 量		円	従 業 員 数		人
主たる取引金融機関					
前 年 度 納 税 額		法人税又は所得税		事 業 税	
		円		円	
役 員 略 歴	職名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法令による登録等の欄は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による免許、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可等について記入すること。

3 法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。法人税又は所得税を課せられていない場合は、事業税の納税証明書を添付すること。

様式第5号(第3条関係)

工事施行者の能力に関する申告書					
年 月 日					
愛媛県知事		様			
申請者		住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の職氏名)			
宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第2項第3号又は第30条第2項第3号に規定する工事施行者の能力は、次のとおりです。					
工事施行者	住 所	電 話 ()			
	氏 名 (名称)				
設 立 (事業開始)	年 月 日	年 月 日	資本金	円	
法 令 に よ る 許 可 等					
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
	人	人	人	人	
前 年 度 納 税 額	法人税又は 所得税	円	事 業 税	円	
主たる取引金融機関					
建設業法(昭和24 年法律第100号) 第26条第1項に規定する主任技術者 又は同条第2項に規定する監理技術者	住所				
	氏名				
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資格、免許、学歴、その他
上記のとおり相違ありません。					
工事施行者 氏名又は名称					

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法令による許可等の欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可又は建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録について記入すること。
- 3 法人税又は所得税の納税証明書を添付すること。

様式第6号(第3条関係)

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（当法人又は当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

- 1 私（当法人又は当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者（法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であつた場合、許可取消し等の処分を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者
住 所

氏 名
(自 署)

様式第7号（第3条関係）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人又は当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（当法人又は当組合を含む。役職、氏名等は次表のとおり。）は次の(1)から(4)のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
(3) 法人又は組合であつて、その役員の中に(2)に該当する者があるもの
(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であつた場合、許可の取消し等の処分を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（自 署）

（愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正）

第3条 愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
次に掲げる法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記様式）にすることができる。 (1)～(6) 省略 (7) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項及び第43条第1項 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略 (20) 省略 (21) 省略 (22) 省略 (23) 省略 (24) 省略	次に掲げる法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記様式）にすることができる。 (1)～(6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 省略 (13) 省略 (14) 省略 (15) 省略 (16) 省略 (17) 省略 (18) 省略 (19) 省略 (20) 省略 (21) 省略 (22) 省略 (23) 省略

附 則

- この規則は、令和7年5月23日から施行する。
- 第3条及び愛媛県環境影響評価条例施行規則等の一部を改正する規則（令和7年愛媛県規則第7号）第3条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される愛媛県法律及び条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年愛媛県規則第15号）の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで第3条の規定によって改正されるものとする。

告 示

○愛媛県告示第313号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和7年4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
社会医療法人社団更生会 村上記念病院	西条市大町739番地	社会医療法人社団更生会	令和10年4月12日まで

○愛媛県告示第314号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法

（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年4月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所
大洲市東宇山甲652の2、甲780の1、甲785、甲789の1、甲920、乙252、乙390
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東宇山甲652の2・甲780の1・甲785・甲789の1・甲920・乙390（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第315号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月15日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
松山市食場町乙10
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

食場町乙10（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369
〃	秀 野 孝 治	松山市久保田町114 - 3
〃	沼 野 員 典	松山市久保田町196 - 1
〃	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367
〃	秀 野 慎 二	松山市久保田町115 - 3
〃	池 内 伸 明	松山市久保田町321 - 3
監 事	池 内 考 重	松山市久保田町353
〃	岡 敬 三	松山市久保田町108 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369
〃	秀 野 孝 治	松山市久保田町114 - 3
〃	沼 野 員 典	松山市久保田町196 - 1
〃	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367
〃	秀 野 慎 二	松山市久保田町115 - 3
〃	池 内 伸 明	松山市久保田町321 - 3
監 事	池 内 考 重	松山市久保田町353
〃	岡 敬 三	松山市久保田町108 - 1



○愛媛県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

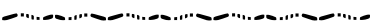
愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 健 一	松山市三町1丁目3 - 10
〃	池 田 昌 裕	松山市三町3丁目5 - 23
〃	石 丸 京 子	松山市三町2丁目6 - 14
〃	石 丸 城 司	松山市三町3丁目16 - 24
〃	三 好 宣 之	松山市三町3丁目13 - 28
〃	石 丸 皇 士	松山市三町3丁目16 - 32
〃	日 野 義 章	松山市三町2丁目4 - 10
監 事	高 石 年 雄	松山市三町2丁目15 - 12
〃	富 野 啓 二	松山市三町2丁目2 - 24
〃	日 野 昭	松山市三町2丁目2 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 健 一	松山市三町1丁目3 - 10
〃	池 田 昌 裕	松山市三町3丁目5 - 23
〃	石 丸 城 司	松山市三町3丁目16 - 24
〃	石 丸 京 子	松山市三町2丁目6 - 14
〃	日 野 哲 雄	松山市三町2丁目4 - 10
〃	高 石 年 雄	松山市三町2丁目15 - 11
〃	三 好 博 臣	松山市三町3丁目13 - 28
監 事	小 椋 房 雄	松山市三町3丁目6 - 10
〃	日 野 昭	松山市三町2丁目2 - 4



○愛媛県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和7年4月15日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	武 市 幸 恵	松山市土居田町257 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 宮 忠 数	松山市土居田町291 - 2

○愛媛県告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 内 正	松山市富久町302 - 1
〃	川 口 博 幸	松山市富久町317
〃	玉乃井 晃	松山市富久町225
〃	高 橋 清	松山市富久町338
〃	須 山 浩 光	松山市富久町319
〃	友 澤 靖 定	松山市富久町213
〃	玉乃井 幸 子	松山市富久町164 - 1
監 事	玉乃井 和 利	松山市富久町223
〃	戒 能 謙次郎	松山市富久町455

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 内 正	松山市富久町302 - 1
〃	川 口 博 幸	松山市富久町317
〃	玉乃井 晃	松山市富久町225
〃	高 橋 清	松山市富久町338
〃	須 山 浩 光	松山市富久町319
〃	友 澤 靖 定	松山市富久町213
監 事	玉乃井 和 利	松山市富久町223
〃	戒 能 謙次郎	松山市富久町455

○愛媛県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
〃	仙 波 信 雄	松山市平井町2981番地
〃	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
〃	三 上 正 人	松山市平井町1542番地
〃	仙 波 隆 三	松山市平井町122番地
〃	仙 波 正 幸	松山市平井町1033番地
〃	高 市 祐 一	松山市平井町1048番地
〃	重 信 慎一郎	松山市平井町250番地
〃	河 本 和 憲	松山市平井町甲668番地 1
〃	河 本 賢 司	松山市平井町563番地
〃	高 市 浩 之	松山市平井町1987番地 1
〃	渡 部 博 教	松山市平井町2120番地
監 事	八 木 誠 二	松山市平井町1006番地
〃	曾 根 哲 也	松山市平井町1616番地
〃	市 川 恒 夫	松山市平井町240番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
〃	仙 波 信 雄	松山市平井町2981番地
〃	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
〃	三 上 正 人	松山市平井町1542番地
〃	仙 波 隆 三	松山市平井町122番地
〃	仙 波 正 幸	松山市平井町1033番地
〃	高 市 祐 一	松山市平井町1048番地
〃	重 信 卓 夫	松山市平井町甲360番地
〃	河 本 和 憲	松山市平井町甲668番地 1
〃	河 本 賢 司	松山市平井町563番地
〃	和 田 賢 治	松山市平井町2151番地 3
〃	高 市 浩 之	松山市平井町1987番地 1
監 事	高 市 和 幸	松山市平井町1474番地
〃	重 信 誠 也	松山市平井町672番地
〃	徳 永 幸 三	松山市平井町甲2053番地 2

○愛媛県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市余戸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 口 賢 尚	松山市余戸西 1 丁目 5 - 31
〃	武 市 美恵子	松山市余戸西 6 丁目 1 - 5

○愛媛県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 公 英	松山市和気町 1 丁目 275 - 1
"	小笠原 壮 一	松山市和気町 2 丁目 1014
"	芳 野 恵 三	松山市和気町 2 丁目 1019
"	芳之内 準	松山市和気町 2 丁目 970 - 1
"	芳之内 克 暢	松山市和気町 2 丁目 970 - 1
"	須 賀 哲 二	松山市和気町 1 丁目 145
"	芳 野 資 大	松山市和気町 1 丁目 241
"	芳 野 克 久	松山市和気町 1 丁目 196
監 事	芳 野 英 治	松山市和気町 1 丁目 197
"	芳 野 紀 由	松山市和気町 1 丁目 195 - 6
"	芳 野 光 男	松山市和気町 1 丁目 193 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 紀 由	松山市和気町 1 丁目 195 - 6
"	小笠原 壮 一	松山市和気町 2 丁目 1014
"	芳 野 資 大	松山市和気町 1 丁目 241
"	芳 野 克 久	松山市和気町 1 丁目 196
"	河 内 正 利	松山市和気町 2 丁目 1033

"	芳 野 恵 三	松山市和気町 2 丁目 1019
"	芳 野 公 英	松山市和気町 1 丁目 275 - 1
"	芳之内 準	松山市和気町 2 丁目 970 - 1
監 事	芳 野 英 治	松山市和気町 1 丁目 197
"	濱 岡 英 俊	松山市辰巳町 7 - 35
"	芳 野 光 男	松山市和気町 1 丁目 193 - 4

○愛媛県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、松山市南高井土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、松山市平井町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、松山市朝生田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第 1 号 令和 7 年 4 月 4 日	伊予郡松前町大字中川原字木下495番 1	伊予郡松前町大字中川原966番地 2 高 森 純 子

○愛媛県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字国遠662番 2 から 同町大字国遠699番 2 ま で	旧	メートル 5 4 ~ 63.7	キロメートル 1.074	一部廃止
			新	0	0	

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第 4 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、病院の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 4 月 15 日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立病院未収金の回収の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

弁護士法人 一番町綜合法律事務所

東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号紀尾井町ビル

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで